

2 認知症高齢者支援と高齢者の権利擁護施策の推進

(1) 認知症高齢者支援

現状と課題

○全国の認知症高齢者数は、平成 17 (2005) 年には約 169 万人であると推計され、平成 27 (2015) 年には約 250 万人、平成 37 (2025) 年には約 323 万人となると推計されています。(「2015 年の高齢者介護」高齢者介護研究会 平成 15 (2003) 年 6 月)

大阪市においては、平成 23 (2011) 年 11 月末現在の介護保険*第 1 号被保険者に対して、何らかの介護・支援を必要とする認知症高齢者(要介護認定において「*認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上)は 54,736 人となっています。4 年前の調査と比較すると、10,284 人の増加(増加率は、23.1%)となっており、高齢者人口(第 1 号被保険者数)の伸び(6.8%)を上回っています。今後も 75 歳以上を中心とした高齢者数の増に伴い、さらなる増加が見込まれます。

(表Ⅱ-2-1、Ⅱ-2-2 参照)

表Ⅱ-2-1 認知症高齢者数及び高齢者人口の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増加率 (19 年度 →23 年度)
認知症高齢者数(人)	44,452	46,329	48,310	51,121	54,736	123.1%
高齢者人口(千人) (第 1 号被保険者数)	557	571	586	592	595	106.8%

(健康福祉局調べ)

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

表Ⅱ－２－２ 大阪市における認知症の高齢者等

(単位：人)

	認知症の 高齢者等	認定申請時の所在（再掲）				
		在宅	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他の 施設
総数	56,419	32,885	6,821	4,231	771	11,711
40～64歳	1,683	1,028	78	87	27	463
65歳以上	54,736	31,857	6,743	4,144	744	11,248
65～74歳	7,105	4,630	446	348	89	1,592
75歳以上	47,631	27,227	6,297	3,796	655	9,656

(健康福祉局調べ・平成23(2011)年11月末日現在)

- ※1 本表における「認知症の高齢者等」は、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「*認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。
(「2015年の高齢者介護」〈高齢者介護研究会 平成15(2003)年6月〉より)
- ※2 「その他の施設」には、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護適用施設、医療機関(医療療養型医療施設含む。)、ケアハウス、養護老人ホーム等があります。
- ※3 この推計は医学的に認知症と診断されたものではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていません。

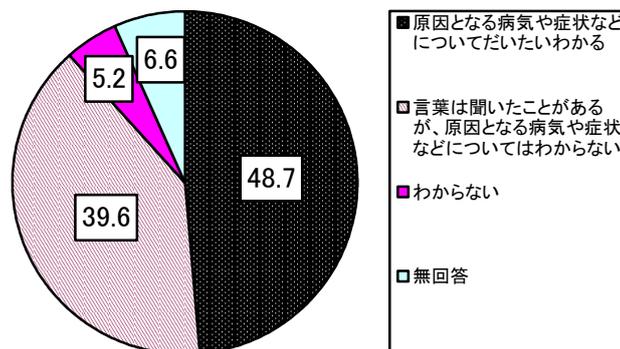
国においては、平成20(2008)年7月に「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の報告書をまとめています。同報告書においても、医学的な診断基準に基づく*認知症の有病率調査や医療・介護サービスの実態等の把握が必要としています。大阪市としても今後の国の動向を見ながら、認知症高齢者の正確な実態把握に努める必要があります。

また、大阪市においては、認知症高齢者及び家族を支援するために、様々な施設サービスや在宅サービス、家族支援サービス等を実施していますが、対象となる高齢者の増加に伴って一層のニーズの増大が見込まれ、また、市民の老後に対する不安感も増大しています。認知症高齢者に対する支援は、引き続き取り組んでいくべき重要課題の一つです。

○高齢者実態調査によると、約45%の方が認知症の原因や症状についてわからないと答えています。(図Ⅱ－２－１ 参照)

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

図Ⅱ-2-1 「認知症」の認知度



(出典：「高齢者実態調査（本人調査）」平成 23（2011）年 4 月 大阪市)

このような*認知症という病気についての知識不足や、認知症高齢者支援サービスに対する情報の不足、あるいは周囲の無理解等で、認知症高齢者及びその家族が、外部からの十分な援助を得られないなどにより、介護疲れが主な原因となった虐待事例や心中事件が発生し、地域における課題を抱えた家族に対する支援のあり方が問題になっています。

*地域包括支援センターでは、認知症になっても尊厳あるそのひとらしい生活を支援していくために、認知症高齢者や介護する家族の相談を受け、必要に応じて認知症の専門医療機関等に紹介し、医療と介護の切れ目ない支援に努めています。

また、認知症高齢者を地域で支え合うために、地域住民や関係機関に認知症についての正しい理解のための研修会の開催や*介護支援専門員や介護サービス事業者のみならず、医療分野との連携を推進しています。

認知症に関する相談窓口としては、各地域には地域包括支援センター、区には*区保健福祉センターがあります。そして、*弘済院では、附属病院や介護福祉施設と連携し総合相談に応じています。今後とも、それぞれの機関の特色を活かした相談機能の充実が求められます。

また、認知症を正しく理解するために地域住民に対する講演会や研修会を実施するとともに、認知症高齢者を介護する家族に対する介護研修会や介護に関する情報交換や意見交換を行うための交流会などを実施しています。

さらに、認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する全国的な運動である「認知症サポーター100万人キャラバン事業」の一環として、大阪市においても、平成 19（2007）年度から平成 23（2011）年度末までに 4 万人のサポーター養成を目標にサポーター養成

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

に取組み、平成 22 (2010) 年度末には、54,492 人のサポーターが誕生しています。

今後、平成 26 (2014) 年度末までに 8 万人のサポーター養成を目標に取り組んでいきます。

高齢者が安心していつまでも尊厳を持って暮らしていくためには、高齢者やその家族、さらに地域社会全体が、*認知症に対する知識や理解を深めることが重要な課題であり、引き続き認知症に関する知識・理解の普及啓発に取り組む必要があります。

○認知症の原因疾患としては、*アルツハイマー病や脳梗塞、脳出血等に起因する*脳血管性認知症の他、さまざまなものがあります。しかし、脳腫瘍や甲状腺疾患などが認知症と同じような症状を引き起こすこともあり、早期に専門医で鑑別診断を受け、適切な治療を行うことが重要です。

認知症の中で最も割合が高いアルツハイマー病は、薬で進行を遅らせて、安定した状態を一定期間維持することが可能であり、近年、新薬の開発も進んでいることから、早期診断・治療がますます重要になっています。また、認知症の周辺症状（記憶障害を中心とする中核症状に対して環境などの要因が加わって起こる妄想・幻覚などの症状）についても薬物療法や心理療法、介護方法や環境調整等を適切に行うことにより、生活の障害を改善することが可能であり、住み慣れた地域で*在宅療養を続けていく上で正確な診断による的確な対応が重要です。

加えて、認知症患者が自身の病気を理解できるうちに早期に受診し、少しずつ自身の病気の状況理解を深めることにより生活上の障害が軽減でき、症状が重くなったときに備えた後見人の選定等、今後の生活に対する様々な準備も可能となります。

認知症の早期診断には、高齢者が日常的に受診する、かかりつけ医の果たす役割が大きく、大阪市においては、大阪府医師会の協力を得て、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」やかかりつけ医の相談・助言を行う役割を果たす「*認知症サポート医」養成に取り組むとともに、医療・福祉の連携する認知症高齢者支援ネットワークの構築に段階的に取り組んできました。

まず、1 年目には、各地区医師会等の関係機関の協力を得て、かかりつけ医と*地域包括支援センターを核として具体的な連携方策を検討・実施しながら、区における認知症高齢者支援ネットワークづくりを目指し、2 年目には、地域における認知症対策についての意識の向上と共通理解をさらに深めるため、医療や介護

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

の専門家などの*認知症の人の支援に携わる専門職及び地域の高齢者支援に携わる住民組織・関係者等多職種への研修を実施してきました。そしてそれらの成果を活用・発展させ、認知症の人の支援・高齢者支援に携わる多職種の方による認知症の早期発見・早期診断の早期対応に向けて、地域ケア支援の意識の向上と共通理解をさらに強固にするため、認知症の医療に係わる正しい知識の普及を推進しています。

また、*区保健福祉センター、*地域包括支援センター、*弘済院等において、認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、必要に応じて関係機関への連絡・紹介を行っています。地域包括支援センターにおいては、対応が困難な事例については、保健・医療・福祉の関係機関が集まる地域ケア会議を開催し、各種サービスの利用調整や包括的な支援に努めています。

また、国においては、平成 20（2008）年 3 月に認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センター運営事業を開始しており、全国に約 150 箇所程度の指定医療機関の確保をめざしています。

大阪市においても、3 か所の医療機関に対し認知症疾患医療センターの指定を行い、保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、精神科周辺症状・身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症への対応力の向上に取り組んでいます。

それに伴い、認知症の専門的医療と介護の切れ目のないサービスの提供体制を構築するため、認知症連携担当者（認知症地域支援推進員）3 名と嘱託医（*認知症サポート医）6 名を配置し、地域における介護及び医療との連携体制のさらなる強化を図っています。

また、認知症サポート医の資質の向上を図るため、平成 23（2011）年度から新たに認知症サポート医フォローアップ研修に取り組んでいます。地域包括支援センターをはじめ、地域での連携体制づくりに関わって、認知症サポート医の活動に対する支援が課題となっています。

今度とも、市民に対する認知症に対する様々な啓発を行うとともに、医療機関・訪問看護ステーションや保健福祉関係機関の緊密な多職種連携により、早期の受診、専門医による正確な診断及び適切な治療・対応を実現するために構築してきたネットワークを維持定着・発展させることが重要です。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

今後の取組み

ア 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

*認知症に関する市民の正しい理解を深めるため、引き続き講演会や研修会等啓発活動を推進します。また、「認知症サポーター」養成については引き続き推進していくとともに、今後、サポーター及びそのサポーターの講師役として養成した「キャラバン・メイト」の活動支援や組織化に努めて、地域での活動範囲の拡大を目指します。

また、地域において認知症高齢者への支援や認知症に対する自主的な啓発活動を行っている団体や認知症の*認知症の家族会等の活動支援を行うとともに、これらの団体等と大阪市が連携し、認知症に対する知識や理解を深める取組みを推進します。

イ 認知症の早期発見、早期対応のしくみづくり

認知症の早期診断、早期対応を行うためには、地域での医療の窓口である「かかりつけ医」と高齢者の身近な総合相談窓口である*地域包括支援センターとの連携が不可欠となります。

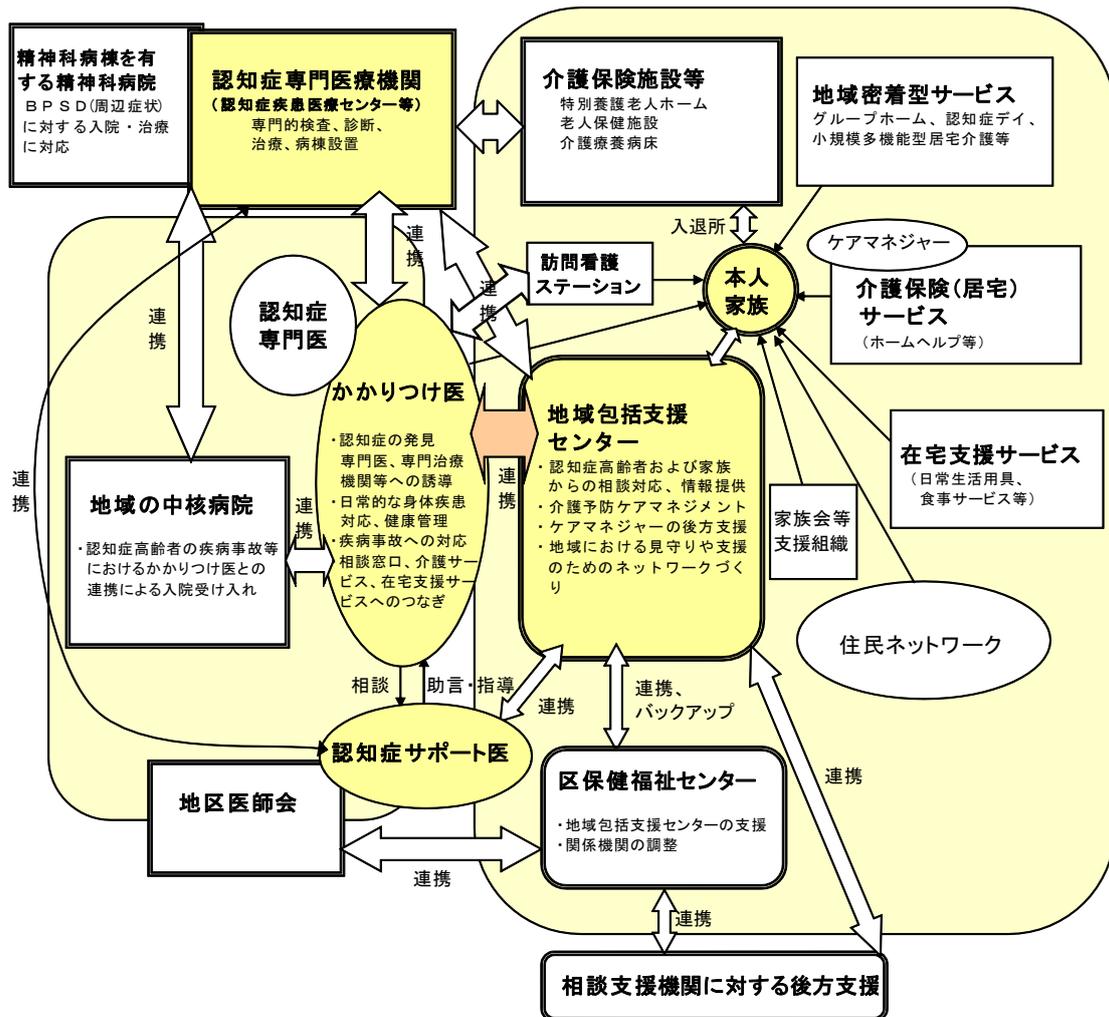
大阪市では、平成20（2008）年度に3行政区において、かかりつけ医と地域包括支援センターを中心に連絡会議を開催し、認知症の早期対応のシステムづくり等関係機関の具体的な連携方策の検討や取組みを行う「認知症高齢者支援ネットワークモデル事業」を実施し、段階的に全区へこれらの事業を広げ、連携をより強固なものにするための取組みを進めてきました。今後、これまでの取組みや事例検討から導き出された課題をもとに、連携方策について更なる検討を行い、全市に構築したネットワークの維持定着・発展に努めます。

また、認知症高齢者のQOLを向上させる新薬開発等が進む中、認知症の正確な診断・治療を行うためにも、今後も引き続き*認知症サポート医の養成・支援、研修会をはじめとするかかりつけ医の認知症理解を深める事業を進めるとともに、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医、認知症疾患医療センター、専門医療機関、合併症等に対応しうる地域の中核病院等の医療機関相互のネットワ

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

一の維持定着・発展を目指します。3か所の認知症疾患医療センターについては、相互に連携を図りながら、それぞれの特色を活かし専門的医療の提供体制の充実に努めてまいります。(図Ⅱ-2-2 参照)

図Ⅱ-2-2 区における認知症高齢者支援ネットワーク(連携体制) 概念図



さらに、認知症高齢者やその家族の抱える課題を早期に把握し、関係機関へのつなぎや見守り支援を行えるよう、地域ネットワーク委員に対して認知症サポーター養成講座を行うなど、地域住民による支援を拡げます。

*区保健福祉センターでは、*基本チェックリストの活用や精神保健相談、訪問指導事業等を通じて、早い段階からの認知症高齢者の把握に努めるとともに、*地域包括支援センターとの連携により、医療・福祉等のサービスへとつなげます。

*認知症に関する相談窓口としては、各地域には*地域包括支援センター、区には区保健福祉センターがあります。また、*弘済院では附属病院や施設と連携し総

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

合相談に応じています。今後、それぞれの機関の役割に応じた相談機能の充実を図るとともに、市民がどの窓口においても必要な情報を取得し、必要なサービスの選択が可能となるよう、関係機関相互の情報の共有化や、各機関における情報発信機能の強化に努めます。また、地域包括支援センターや*区保健福祉センターに対して、認知症高齢者支援に関する専門的技術的な後方支援機能を整備し、相談機能の一層の充実を図ります。

さらに、認知症高齢者が増加していく状況に対応し、介護保険サービスをはじめ、在宅生活を支援するサービスの適切な提供に努めます。

また、少人数でなじみの人間関係や環境の下でのケアが可能なグループホームや小規模多機能型居宅介護の整備、また施設サービスが必要となった人のための特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護等の整備に努めます。同時に、適切な認知症ケアにあたる人材育成のため、研修の充実を図ります。

ウ 認知症にかかるサービスの質の向上

*若年認知症は、稼働年齢において発症することから、就労、子育て、家事負担、社会生活において活動の場がなくなる等、高齢者と異なる特別に配慮すべき課題があり、経済的な面も含めてそのニーズは極めて広範なものとなっています。若年認知症の実態調査結果報告書（平成 22（2010）年 3 月 大阪市）によると、若年認知症に関する市民への啓発、認知症に関する相談機関の充実、かかりつけ医の若年を含む認知症対応力の向上、経済的支援に結び付ける取組みの検討等が求められています。今後、その調査結果も考慮し若年認知症対策について検討していきます。

*弘済院では、認知症の専門医療機能と専門介護機能が一体的運営を行っており、今後も認知症の早期発見、認知症専門医療及び合併症医療の提供を行います。また、医療・介護の一体的施設の特徴を活かし、前頭側頭型認知症等の困難症例への対応を行うとともに、大阪市立大学医学部等との連携も行いながら新しい認知症介護モデルの構築にも努めていきます。さらには、総合相談機能・医療相談機能を有し、各区の地域ケア会議と連携して保健・医療・福祉サポートシステムを確立し、地域のかかりつけ医からの紹介患者などを積極的に受け入れ、認知症の早期発見、早期治療に寄与するとともに、利用者の在宅生活移行のための支援プログラムを作成し、家庭、地域への復帰を促進していきます。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

(2) 権利擁護施策の推進

現状と課題

○高齢者に対する虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害です。大阪市では、平成 18（2006）年 4 月に施行された「*高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を踏まえ、*区保健福祉センター及び*地域包括支援センターを養護者による高齢者虐待の通報等窓口と位置付け、高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と養護者への支援に努めています。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等については、健康福祉局において大阪府や区保健福祉センター、地域包括支援センターの協力を得ながら、対応を行っています。

大阪市における高齢者虐待の通報等件数の推移を見ると、養護者による高齢者虐待通報等件数は、平成 20（2008）年度から平成 21（2009）年度にかけて一旦は減少しているものの、全体として増加傾向にあり、また、養介護施設従事者等による高齢者虐待通報等件数についても、平成 19（2007）年度の 15 件から、平成 22（2010）年度には 29 件に増加しています。

（表Ⅱ－2－3 参照）

表Ⅱ－2－3 大阪市における高齢者虐待の通報等件数の推移

高齢者虐待の相談・通報・届出件数		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
養護者によるもの		416 件	491 件	461 件	534 件
通 報 窓 口	区保健福祉センター	146 件	191 件	163 件	173 件
	地域包括支援センター	270 件	300 件	298 件	361 件
うち虐待と判断した件数		297 件	355 件	340 件	376 件
通 報 窓 口	区保健福祉センター	105 件	128 件	123 件	112 件
	地域包括支援センター	192 件	227 件	217 件	264 件
養介護施設従事者等によるもの		15 件	22 件	23 件	29 件
うち虐待と判断した件数		3 件	4 件	4 件	5 件

（健康福祉局調べ）

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

また、虐待を受けた高齢者のうち7割近い方に*認知症の症状がみられ、虐待防止の取組みは、認知症高齢者や家族への支援、地域の支援体制と密接に結びついています。

大阪市では、高齢者虐待防止について広く市民に啓発を行うとともに、高齢者虐待の防止から虐待を受けた高齢者の支援までの各段階において、適切な対応と支援を行うため、関係機関や関係団体、高齢者福祉に携わる専門職などの参画を得て、「高齢者虐待防止連絡会議」を設置しています。

高齢者虐待において、*区保健福祉センターは、養護者との分離保護に至るような事例で措置権を行使する等中心的な役割を果たす機関であることから、区保健福祉センターの後方支援体制を強化するために、平成20(2008)年4月に、大阪市役所内に「高齢者虐待対応支援チーム」を設置しました。6月には区保健福祉センターと*地域包括支援センターが連携して虐待の早期発見・適切な対応・支援を行うため「高齢者虐待対応マニュアル」を作成したところです。今後は、研修や具体的支援を通じ、区職員等の専門性をより高めていくことが求められています。

また、高齢者虐待への対応では、高齢者本人だけでなく養護者の負担軽減のための介護保険サービスの導入や見守り支援など養護者への適切な支援を行うことが重要です。高齢者虐待をより身近な地域の問題ととらえ、区保健福祉センターと地域包括支援センターが中心となり、その予防から解決まで継続した支援や取組みを行うことが必要となっています。

○高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持ち安心して暮らし続けていくためには、権利擁護の取組みが重要となります。

とりわけ、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、訪問販売や悪質な事業者の被害に合う事件が起こっており、サービス利用にあたっての支援や権利擁護施策の推進が必要です。

大阪市においては、認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な人や金銭管理に不安のあるひとり暮らし高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を行う、「あんしんさぼーと事業」(日常生活自立支援事業)を区社会福祉協議会で実施しています。

また、*成年後見制度について、高齢者をはじめ広く市民の方々への啓発・広報に努めており、平成19(2007)年6月には「大阪市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の利用を必要とする人や家族等からの相談に応じる等、成年後見制度の利用を支援しています。さらに、成年後見制度の新たな担い手

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

として、市民後見人を養成するとともに、家庭裁判所から選任された市民後見人の後見活動を支援しています。

今後高齢化の進行に伴い、ますます利用の増加が見込まれるあんしんさぼーと事業と*成年後見制度について、高齢者がこれらの制度を円滑に利用できる方策や、将来の不足が予測される後見人等候補者の確保、*地域包括支援センターとの一層の連携について検討する必要があります。

今後の取組み

ア 高齢者虐待防止への取組みの充実

高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、虐待を発生させない地域づくりを目指し、引き続き高齢者虐待防止の取組みを進めます。

虐待の発生予防、早期発見には、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての認識を深めることが重要であることから、高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口の周知等に努めます。とりわけ、虐待を受けた高齢者の多くに認知症の症状がみられるように、認知症による言動の混乱等が虐待の発生要因の一つとなっていると考えられ、認知症やその介護方法についての正しい知識・理解の普及、啓発に努めます。そのほか、虐待事案には、経済的困窮をはじめ、様々な問題がその背景にあることから、生活保護や保健医療関係部門等との連携をさらに深めます。

また、関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」においては、虐待情報の共有化を図るとともに、関係機関相互の連携の強化を図ります。各区では、ネットワーク（連携体制）を活用し、身近な地域での高齢者虐待の発生予防、早期対応、見守り等の取組みを進めます。

高齢者虐待防止の取組みにおいては、*区保健福祉センターと地域包括支援センターが中心的機関となって、虐待事例に迅速かつ適切に対応、支援を行うことから、その専門性の一層の向上を図るとともに、相互の連携を強化します。また、養介護施設・事業所の従事者等に対する高齢者虐待防止に関する研修等にも取り組みます。

高齢者虐待を防止するためには、養護者へも適切な支援を行うことが必要です。地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や*認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレ

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

スの軽減を図る取組みを行います。

また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすものになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き啓発等による防止に向けた取組みを進めます。

イ 権利擁護施策や日常生活支援施策の推進

権利擁護事業の充実に向け、あんしんさぽーと事業を実施する*社会福祉協議会と、*地域包括支援センター、成年後見支援センターや*区保健福祉センターとの連携を強化し、地域住民や社会資源の参画や協働を働きかけながら、*成年後見制度を適切に利用できるような仕組みづくりを進め、地域の権利擁護を推進していきます。

あんしんさぽーと事業においては、年々増加している利用希望者が円滑に利用できるよう、相談員を増員するとともに、金銭管理サービスを担う非常勤の生活支援員を全区に配置されたところであります。今後とも、より円滑な事業運営が図られるよう検討します。

大阪市成年後見支援センターにおいては、機関、事業者からの権利擁護に関する相談を総合的に受け、必要に応じて法律相談などの専門相談による対応を行うことにより、後方支援体制の機能を強化します。

また、家庭裁判所からの市民後見人の推薦依頼が増加しており、増え続けるニーズに対応するため、今後も市民後見人の養成を継続するとともに、受任後の後見活動についての相談・支援に対応するようバックアップ体制を充実します。

*成年後見制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、成年後見制度の申立て支援等の利用促進に取り組む地域包括支援センターと、成年後見等開始の市長審判請求の申立てを行う区保健福祉センターとの相互の連携を一層強化します。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。